

(別表) 脊柱等の範囲

定義	根拠法令等	畜種	対象となる部位
脊柱等	と畜場法施行規則(昭和28年厚生省令)別表第一	牛	牛の扁桃及び回腸(盲腸との接続部分から二メートルまでの部分に限る。)並びに月齢が三十月を超える牛の頭部(舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。)及び脊髄
		めん羊及び山羊	めん羊及び山羊の脾臓及び回腸並びに月齢が十二月を超えるめん羊及び山羊(出生の年月日から起算して十二月を経過した日の翌日以後のものをいう。)の頭部(舌、頬肉及び皮を除く。)及び脊髄
	(食品表示法) 食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)第1のBの8に定める脊柱	牛	<u>牛海綿状脳症(牛海綿 状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)第2条に規定する牛海綿状脳症をいう。)の発生国又は発生地域において飼養された牛(食品安全基本法(平成15年法律第48号)第11条第1項に規定する食品健康影響評価の結果を踏まえ、食肉の加工に係る安全性が確保されていると認められる国又は地域において飼養された、月齢が30月以下の牛(出生の年月日から起算して30月を経過した日までのものをいう。)を除く。以下「特定牛」という。)の肉を直接一般消費者に販売する場合は、脊柱(背根神経節を含み、頸(けい)椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸(けい)椎棘(きょく)突起、胸椎棘(きょく)突起、腰椎棘(きょく)突起、仙骨翼、正中仙骨稜(りょう)及び尾椎を除く。以下同じ。)を除去しなければならない。この場合において、脊柱の除去は、背根神経 節による牛の肉及び食用に供する内臓並びに当該除去を行う場所の周辺にある食肉の汚染を防止できる方法で行われなければならない。</u>